第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月２日
担　当　課	文化財保存活用課

契約業者名・住所	株式会社　田中電気工務店　　千葉県松戸市六実６丁目３５番地の４
工事等の名称	六実六高台地区野馬除土手倒木にかかる防犯灯の復旧処理委託
工事等の場所	小金五香六実野馬除土手(松戸市五香８丁目３１－１ほか)
種　別	委託
工事等期間	契約締結日から令和８年7月３１日まで
契約金額	１，３９７，０００円（税込）
工事等の概要	倒木のため損傷した電線、防犯灯の修繕・撤去及び防犯灯の新設等を行う。
随意契約の理由	令和８年５月３日深夜から５月４日未明にかけての強風で、当課の管理する市指定文化財の小金牧五香六実野馬除土手（五香八丁目３１-１ほか）に生える樹木から、二股に分かれた幹が裂け倒れる事案が発生した。倒木した幹は、野馬除土手の北側脇を通る道路を塞ぐ形で倒れ、付近にあった防犯灯の独立柱を傾けさせ、電線を切ってしまった。そのため、緊急対応として市道路維持課が株式会社田中電気工務店に連絡を取り、応急復旧として倒れる恐れのある独立柱１本を切断し、切れた電線を独立柱に巻き付ける処置をした。 倒木があった近くには切断したものも含め、高柳町会が独立柱を設置し管理していた防犯灯が８本あったが、電線をつなぐ際にワイヤーを使用して補強していたため、倒木の際に引っ張られ、

	独立柱の基礎部分にまで損傷を受け倒壊の可能性が高い独立柱が５本あることが判明した。そのため、根元から切除の上モルタルで埋めるなどの処置が必要である。 　また、防犯灯を切除したままにすると、付近には電灯の明かりがなく真っ暗となり、市民の安全安心が脅かされる。当該道路は近くに大型商業施設があり、自動車・歩行者共に交通量が多いことから、早急に新たな防犯灯を設置する必要がある。 　残り２本の独立柱については、傾きはみられるが使用可能なので、防犯灯が使えるよう修繕が必要となる。 　株式会社田中電気工務店は、倒木の初期段階から緊急で対応を行っており、現在の状況も一番把握している。そのため、新規に防犯灯や独立柱を設置する対応にも、素早い対応が可能である。 　以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号の規定を適用し随意契約とし、株式会社田中電気工務店を契約相手方として選定するものである。